

令和8・9・10年度  
住之江区基礎学力アップ事業

事業者募集要項（協定締結にかかる公募型プロポーザル）

令和7年12月  
大阪市住之江区役所保健福祉課（子育て支援・教育担当）

## 1 事業の目的と概要

### （1）目的

子どもたちが、今後ますます多様化する社会を力強く「生き抜く力」を身につけるため、安心して成長できる社会の実現と子どもたちの基礎的な学力の向上が必要です。本事業においては、貧困等の個々の環境に関わらず、より多くの区内小・中学生のために学校の授業時間以外の学習機会を創出し、区内小・中学生の基礎学力が向上することを目的とします。

### （2）概要

大阪市習い事・塾代助成事業を活用した民間の塾事業者等と連携し、受講者負担を軽減することで区内小・中学生の学習機会の拡充を図るため、課外授業を実施します。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するために、広く企画提案を募集し、協定締結のうえ事業を実施します。

協定内容は別紙「協定書案」を参照のこと。

## 2 基本条件・事業の実施方針

各学年、各児童・生徒の習熟度に合わせた教材を用いた課外授業を実施し、基礎的な学力向上に資する実施内容としてください。

実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（大阪市習い事・塾代助成カード）でも受講可能とすることにより、利用者の塾代負担の軽減をはかります。

事業者は、本市が実施場所等を無償で提供することにより、開設および運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講生に還元できるよう、受講料月額10,000円の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施してください。

## 3 事業の範囲

### （1）事業の名称

令和8・9・10年度住之江区基礎学力アップ事業

### （2）事業実施期間

協定締結日から令和11年3月31日まで（3年間）

### （3）課外授業開講期間

令和8年4月1日から令和11年3月31までのうち、事前に当区と打合せのうえ開講日を決定することとします。

### （4）実施場所

ア 大阪市立住吉第一中学校（大阪市住之江区粉浜西1-5-11）

少人数教室3（約63平方メートル） 定員：30人

- イ 大阪市立加賀屋中学校（大阪市住之江区西加賀屋2-9-20）  
ミーティングルーム（約64平方メートル） 定員：40人
- ウ 大阪市立南港南中学校（大阪市住之江区南港中3-5-14）  
学習室A（約64平方メートル） 定員：40人
- エ 大阪市立真住中学校（大阪市住之江区御崎2-2-32）  
多目的室（約120平方メートル） 定員：30人
- オ 大阪市立粉浜小学校（大阪市住之江区粉浜2-6-6）  
会議室（約50平方メートル） 定員：20人
- カ 大阪市立安立小学校（大阪市住之江区住之江1-4-29）  
児童会室（約64平方メートル） 定員：30人
- キ 大阪市立敷津浦小学校（大阪市住之江区北島2-9-22）  
第2会議室（約70平方メートル） 定員：15人
- ク 大阪市立住吉川小学校（大阪市住之江区西加賀屋4-1-4）  
多目的室（約120平方メートル） 定員：40人
- ケ 大阪市立北粉浜小学校（粉浜1-5-40）  
すずらん教室（約50平方メートル） 定員：40人
- コ 大阪市立住之江小学校（大阪市住之江区御崎4-6-43）  
多目的室（約84平方メートル） 定員：32人
- サ 大阪市立平林小学校（大阪市住之江区平林南2-6-48）  
生涯学習ルーム（約59平方メートル） 定員：26人
- シ 大阪市加賀屋東小学校（大阪市住之江区東加賀屋1-6-25）  
なかよし2室（約35平方メートル） 定員15人
- ス 大阪市立新北島小学校（大阪市住之江区新北島6-2-56）  
プレイルーム（約100平方メートル） 定員：20人
- セ 大阪市立南港光小学校（大阪市住之江区南港中4-4-22）

少人数教室（約 56 平方メートル） 定員：18 人

ソ 大阪市立清江小学校（大阪市住之江区御崎 5-7-18）  
高学年学習室（約 50 平方メートル） 定員：20 人

タ 大阪市立南港みなみ小学校（大阪市住之江区南港中 3-5-14）  
習熟度室（約 50 平方メートル） 定員：20 人

※令和 9、10 年度について上記以外に実施希望場所があれば可能な限り対応してください。

#### （5）使用料等

ア 使用料：全額免除（ただし、光熱費を除く）  
イ 年間の光熱費の目安（月 25 時間使用の場合）：各校ごとに金 30,000 円前後

#### （6）事業の内容等

##### ア 企画

- ・基礎学力の向上等、児童・生徒の習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成を目指した課外授業を企画してください。
- ・課外授業の内容は、文部科学省が告示する現行の「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」を指針としつつ、生徒の習熟度に柔軟に対応するものとしてください。
- ・受講生が効率的に学習を進めることができるよう、オンライン学習等、ＩＣＴ教材を取り入れた内容の提案も可能とします。使用する教材に関しては、自社商品に限るものではありません。ただし、実施会場における Wi-Fi 等インターネット環境については当区からは提供しませんので、必要な場合はご準備ください。
- ・受講生の希望に合わせて各種テストに対する対策を実施してください。

##### イ 受講希望者への対応

電話での申込受付の他にインターネットによる申込受付を行うなど、受講希望者の申込が混雑しないような申込手法によって受講生を募集してください。住之江区内在住または、区内市立中学校に在学する中学生及び実施する小学校に在学する小学 5・6 年生に、本市は事業者と調整をした上で受講生募集にかかるチラシやホームページの作成を行う予定ですが、これと別に周知を行うことは妨げません。ただし、その作成内容・配布方法については事前に当区と調整を行ってください。

##### ウ 課外授業の実施・運営

- ・「ア 企画」の提案事業内容に基づき、事業実施体制の構築（人材確保、講師

の体制、個人情報の取扱い方法等)、事業実施計画書作成等の目的達成に向けた運営を実施してください。事業実施計画書は、事前に当区と協議の上で作成してください。

- ・基礎学力向上のため、少なくとも小学校2教科(国語・算数)、中学校3教科(国語・数学・英語)の教材、資料等を作成してください。使用する教材については、自社商品に限りません。
- ・協定締結後にやむを得ない事情により当初計画の中で開講できない日が発生した場合は、当区と適宜協議、調整を行ってください。
- ・受講時ならびに課外授業終了後の下校時における受講生の事故について対応できる保険に加入してください。

#### エ 報告

- ・毎月、前月の実施会場ごとの受講生出欠状況、準備・片付け時間を含む会場使用時間とルームエアコンの使用有無を、書面にて当区まで報告してください。
- ・事業実施期間内の全ての課外授業終了後、事業及び収支の詳細な内容を明記した事業実施報告書を作成し、当区まで提出してください。

#### オ 検証

受講生へのアンケートによるニーズ・傾向等の分析と効果検証を実施し、以降の事業に反映させてください。アンケートは、各年度当初、毎年9月、各年度終了頃の年3回行うこととし、内容や実施時期については、事前に当区と協議してください。アンケートは実施ごとに集計し報告してください。

※課外授業に参加した児童・生徒が、参加前よりも学校の授業が分かるようになったと感じることを目標としています。

## 4 事業実施条件等に関する事項について

事業者は、本事業の実施にあたって、以下の条件を遵守してください。

### (1) 事業実施日及び実施時間

- ア 平日(長期休暇中を含む)の課業時間外に実施してください。
- イ 小学校: 午後4時から60分間を基本とします。児童の帰宅時における安全確保の観点から、午後5時30分頃には授業を終了してください。
- ウ 中学校: 1コマ目は午後7時から70分間、2コマ目は午後8時から70分間を基本とします。生徒の帰宅時における安全確保の観点から、午後9時15分頃には授業を終了してください。
- エ 小学校: 週あたりの開催日数は2日とします。
- オ 中学校: 週あたりの開催日数は指定しませんが、受講生にとって週2コマ通うことが可能な形としてください。同日に2コマ受講することも週2コマの通塾とみなしますが、時間の都合で1日1コマしか受講できない受講生にも対応で

きる体制を確保してください。

カ 小学校：会場は平日の午後3時30分から午後6時のみ使用可能です。但し、午後3時30分から午後4時は原則準備の目的でのみ使用可能とします。

キ 中学校：会場は平日の午後6時から午後10時のみ使用可能です。但し、午後6時から午後7時は原則準備の目的でのみ使用可能とします。

※実施日時については、変更となる場合があります。日時の変更にあたっては、本市と事業者で調整の上、決定します。

※使用スケジュールについては、使用月の前月の15日までに、翌月のスケジュールを施設管理者に報告し、必要に応じ調整してください。

※その他想定される緊急時・災害時においては、上記に関わらず、使用を制限する場合があります。その際は、本市の指示に従い、適切に対応してください。

#### （2）受講対象及び受け入れ人数

住之江区内在住または、区内市立中学校に在学する中学生及び実施する小学校に在学する小学5・6年生を対象とし、各実施場所の定員人数の通塾が可能なよう、内容を構成してください。定員人数を越えることも可としますが、各受講生をきめ細かく指導・フォローできる体制を確保してください。

※令和9、10年度について上記以外の対象者の拡大についても可能な限り対応してください。

#### （3）受講可能教科

基礎学力向上のため、少なくとも小学校2教科（国語・算数）、中学校3教科（国語・数学・英語）の受講が可能な体制を企画し、運営してください。ただし、受講生全員に全ての教科の授業を提供するのか、受講生側の選択制にするのかは事業者の提案によります。

#### （4）本市から提供する備品・設備等

ア 事業を遂行するにあたり必要と認められる本市備品（机、椅子、ホワイトボード等）を無償提供（貸与）できますが、その範囲は本市と相談の上決定します。

イ 事業実施場所における設備について

- ・空調（冷暖房）は、必要に応じ使用可能です。
- ・備品等を移動させて使用する場合は、必ず退出時に原状復帰してください。
- ・教材・備品等を常時保管するための設備は現状ありません。しかし、施設管理者との調整次第で対応できる場合があります。
- ・事業実施中は基本的に本市職員の立会いはないため、事業実施場所における指定された箇所の開錠・施錠および設備の管理は事業者の責任において管理してください。
- ・ホワイトボード1台

- ・各校の定員に応じた机、椅子

#### (5) 経費の負担

- ア 事業実施にかかる人件費、消耗品費、教材費（電子機器貸与料含む）、光熱費、通信費、交通費、保険料等のすべての経費は事業者の負担とします。なお、本件にかかるリスクに対応する保険の加入を義務づけるものとします。
- イ 光熱費は、本市が別途発行する納入通知書により、納入期限日までに納入しなければなりません。
  - (ア) 光熱費とは、3（4）実施場所に定める会場を使用する際に生じる照明及び空調機器の使用に応じた費用とします。
  - (イ) 光熱費について、事業者には会場を使用した時間に応じた光熱費を負担いただきます。本市からの当該費用にかかる請求は年度ごとに行います。
  - (ウ) 光熱費の算定については、本市が指定した方法により積算します。
  - (エ) 請求に応じず指定の納入期限までに支払わなかった場合、本市は地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第240条の規定により督促等必要な措置を行うことができます。
  - (オ) (イ)の請求において指定した期限までに納付しない場合、本市は納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、当該請求額につき大阪市財産条例（昭和39年3月19日条例第8号）第11条及び第23条の規定に基づく延滞損害金を請求することができます。
- ウ 事業を遂行するために必要となる経費について、市は一切の費用を負担しません。

#### (6) 受講料の支払いについて

- ア 受講生から支払いを受けてください。支払方法については、各事業者が現在とられている方法に基づき支払いを受けてください。
- イ 大阪市習い事・塾代助成事業のバウチャー（大阪市習い事・塾代助成カード）で支払いを受ける場合は大阪市習い事・塾代助成事業の制度に基づき支払いを受けてください。

#### (7) 事業実施上の制限

- ア 事業実施場所の利用にあたっては、利用者への便宜を図るものとし、最善の注意をもって維持保存しなければなりません。
- イ 事業者は、事業実施場所を指定する用途以外に供してはなりません。
- ウ 事業者は、事業実施場所について現状復帰ができない変更をしてはなりません。
- エ 受講生又はその保護者に対し、本事業外で実施されている塾事業や課外授業等の学習指導事業（事業者以外が経営しているものも含む）へ能動的に勧誘してはいけません。ただし、事前に本市と協議を行い、書面によりその承諾を得ている場合においてはこの限りではありません。

#### (8) 権利義務の譲渡等

- ア 事業者は、本事業の協定締結により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができません。ただし、あらかじめ、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。
- イ 事業者は、事業を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはなりません。ただし、あらかじめ、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

#### (9) 事業実施の取り消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の取り消し又は変更をすることがあります。

- ア 本市において事業実施場所を公用又は公共用のために必要とする場合。
- イ 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき。
- ウ 応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの事業実施に至ったとき。
- エ その他管理運営上において、本市が必要と認めた事項。

#### (10) 原状回復

##### ア 日々の原状回復について

事業者は、開講日ごとに開講時間後に会場（通路等含む）の清掃を行い、開講前の状態への原状回復をし、忘れ物やごみの放置などがないようしてください。会場施設内では廃棄せず、ごみは都度持ち帰ってください。また、開講時間前に会場にあった忘れ物等については、部屋内に残しておき、実施後に速やかにその施設の管理者もしくは本市に連絡を入れてください。

##### イ 会場の施錠管理について

開講前は、各会場への入口の施錠管理を瑕疵なく行い、開講時間後は、速やかに原状回復を終えて施錠等を行い退所してください。

##### ウ 事業終了後の原状回復について

事業実施を取り消した時又は事業実施期間が満了して引き続き事業実施に至らない時、事業者は、本市の指定する期日までに事業実施場所及び本市備品・設備等（以下、「事業実施物件」という。）を原状回復しなければなりません。

エ 事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行って、その費用を事業者の負担とすることができます。この場合、事業者は何等の異議を申立てることができません。

#### (11) 損害賠償

##### ア 一般的損害

事業の完了前に、事業を行うにつき生じた損害（次のイ(ア)(イ)(ウ)に定める損害を除

く。)については、事業者にその費用を負担いただきます。ただし、その損害（保険によりてん補された部分を除く。)のうち本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りではありません。

イ 第三者に及ぼした損害

- (ア) 事業の実施に伴い第三者に及ぼした損害については(ウ)に定めるものを除き、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、事業者にその賠償額を負担いただきます。
- (イ) (ア)の定めにかかわらず、(ア)にて規定する賠償額（保険によりてん補された部分を除く。)のうち、本市の指示、貸与品等の性状その他本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市がその賠償額を負担します。ただし、事業者が本市の指示又は貸与品等が不適当であること等、本市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではありません。
- (ウ) 事業を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、本市がその賠償額を負担します。ただし、事業を行うにつき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者に負担いただきます。
- (エ) (ア) (イ) (ウ) の場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、本市及び事業者は協力してその処理解決に当たることとします。

(12) 実地調査等

本市は、事業実施物件について隨時に実地調査を行い、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができます。

(13) 法令の遵守

本件の使用にあたっては、大阪市個人情報保護条例の外、関係法令及び関係規程を遵守してください。

(14) その他の注意事項

- ア 事業実施後、当該事業の履行期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、事業実施の取り消しを行うことがあります。
- イ 原則として提案いただいた事業を実施していただきますが、本市との協議により内容を変更する場合があります。
- ウ 令和8年度予算が成立しない場合、本件公募型プロポーザルは無効となる可能性があります。

## 5 応募資格等

- (1) 次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとします。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件も該当しないこと。
- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- オ 企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていること又は登録することができる見込みであること。
- 企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていないが、登録することができる見込みである事業者については、別添 2 「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」の登録要件を満たし、別添 1 「大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱」及び別添 2 「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に定める全ての項目に同意しこれを遵守すること。
- カ 実施事業者として選定された場合、別添 2 「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に則り令和 8 年 2 月 13 日（金）までに事業実施のために必要な登録申請を行うこと。
- キ 直近 1 カ年において、国税及び地方税について未納がないこと。

## 2 スケジュール（予定）

月 日	曜日	内 容
令和 7 年 12 月 15 日	月	プロポーザル公募開始
令和 7 年 12 月 19 日	金	質問票受付締切
令和 7 年 12 月 25 日	木	質問に対する回答公表
令和 8 年 1 月 16 日	金	プロポーザル参加申請締切
令和 8 年 1 月 20 日	火	参加資格決定通知送付
令和 8 年 1 月 30 日	金	企画提案書提出締切
令和 8 年 2 月 6 日頃	金	協定締結事業者選定会議（プレゼンテーション等）
令和 8 年 2 月 13 日頃	金	選定結果通知、最終選定結果公表
令和 8 年 2 月 13 日頃	金	選定結果通知、最終選定結果公表
令和 8 年 3 月上旬頃		協定締結・事業実施準備
令和 8 年 4 月 1 日	水	課外授業開始
令和 11 年 3 月 31 日	水	事業完了

### 3 応募手続き等に関する事項

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までは行わない。なお、申請書類等については、大阪市住之江区役所のホームページよりダウンロードすること。

#### (1) 参加申請書手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和7年12月15日（月）から令和8年1月16日（金）午後5時30分まで（本市の休日を除く毎日、9時00分から17時30分まで。ただし、12時15分から13時00分は除く）

※いかなる理由があっても、締切以降の提出は受け付けません。

イ 提出書類

(ア)参加申請書（様式第1-1号）

(イ)誓約書（様式第2号）

(ウ)法人又は団体の概要（様式第3号）

(エ)法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）

※法人以外の団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿および代表者の住民票の写しを提出すること

(オ)直近1か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）

(カ)直近1か年の市町村民税及び固定資産税の納税証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）

(キ)大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者登録通知書（写し）

※なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記(エ)(オ)(カ)を省略できる。

※企画提案書提出時に大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者として登録されていない事業者は様式第1-1号に替えて第1-2号を提出してください。(キ)については提出不要です。大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者の申請は選定結果通知までは行なわず、選定の結果、採用となった場合に令和8年2月13日(金)までに申請を行ってください。

ウ 提出部数 各1部

エ 提出方法 住之江区役所保健福祉課（教育担当）へ持参すること。郵送、Eメールならびにファックスでの提出は不可とする。

オ 参加資格決定通知 令和8年1月20日（火）Eメールにて通知

#### (2) 質問及び回答

ア 受付期間 令和7年12月15日（月）から同月19日（金）午後5時30分まで

イ 提出書類 公募型プロポーザル応募に係る質問票（様式第4号）

ウ 提出方法 Eメール件名に【基礎学力アップ事業】と明記のうえ、Eメールにて提

出すること。持参、送付並びにファックスでの提出及び電話での問い合わせは不可とする

エ 回答の公開 令和7年12月25日（木）午後5時30分までに大阪市のホームページに掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

### （3）企画提案書の提出

ア 受付期間 令和8年1月20日（火）から同月30日（金）午後5時30分まで  
(本市の休日を除く毎日、9時00分から17時30分まで。ただし、12時15分から13時00分は除く)

受付期間経過後は、理由のいかんを問わず、受付を行わない。

イ 提出書類 企画提案書（様式第5号）

ウ 提出部数 9部（正本1部、副本8部）

企画提案書は1案のみ提出可能とする。提案事業者名の記載は正本1部のみとし、副本8部には記載しないとともに、他に事業者名表示及び事業者が推定できる部分があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は一切行わないこと。

エ 提出方法 住之江区役所保健福祉課（教育担当）に持参すること。  
(郵送、ファックス、Eメールでの提出は受け付けない。)

オ 記載内容

(ア)本事業に対する考え方

(イ)実施体制

・人員体制について「人材確保」「人員配置」

(ウ)事業内容

・学習指導について「基礎学力を向上させる具体的な方法」

・教材の内容について

・事業実施スケジュール・受講生募集方法

※各事業実施場所における事業実施スケジュールの中で、予め実施ができない日がある場合は記載してください。

(エ)危機管理体制について

・災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制

(オ)提案のアピールポイント

(カ)過去5年間の類似事業、実績

具体的に他の教室で実施している実施体制、対象者、時間数、回数、学習内容、受講料などを記載し、受講者の負担が軽減されていることがわかるよう、本事業の提案内容と比較できるようにしてください。

(キ)本事業における経費内訳書

積算根拠がわかるようにすること。

(ク)その他

説明に必要な画像を企画提案書の記載箇所に添付することは可能とするが、各項目に1点までとすること。

#### 4 選定方法

##### (1) 選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。

選定評価基準（各委員 100 点満点、合計 300 点満点）

事業の企画内容		50
1	目的・目標の実現に向けた具体的な提案となっているか	
2	事業スケジュールは無理のない計画となっているか	
3	独自のアイデアや創意工夫など特筆すべき提案があるか	
4	基礎学力の向上に資する具体的な提案があるか	
5	児童・生徒の特性に合わせた学力アップに繋がる指導の工夫があるか	
事業の実施体制		20
1	事業を確実に遂行できる組織体制と運営基盤があるか	
2	事業実施に必要な専門的知識・能力等があるか	
類似事業の実績		10
1	本事業と同種・類似した事業実績はあるか	
費用積算根拠の妥当性		20
1	費用の積算根拠は明確に示されているか	
2	効率的で妥当な経費により提案されているか	
合 計		100

##### (2) 審査・選定方法

企画提案書を提出した者に対し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

審査は、学識経験者等で構成する「住之江区基礎学力アップ事業事業者選定にかかる公募型企画プロポーザル選定会議」が上記（1）に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、最も優れていると評価された企画提案者を選定します。評価点（委員評価点の合計点）が最も高い事業者を選定するものとする。

評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、「事業の実施体制」の評価が高い事業者を優先し決定する。なお、評価点が 60 点に満たない場合は、選定対象としない。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

##### (3) プrezentation審査

ア 実施日時 令和 7 年 2 月 6 日（金）午後 1 時 30 分から（予定）

詳細は、企画提案書提出者あて別途Eメールにて通知します。

- イ 実施場所 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 住之江区役所 3階会議室
- ウ 出席人数 1団体につき、2名までとします。
- エ 内容・方法等 提出された企画提案書等を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めません。また、プロジェクト等での資料投影は不可とします。
- オ 1団体あたりプレゼンテーション15分以内、質疑応答10～15分程度

#### （4）失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める事。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

#### （5）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、大阪市ホームページに掲載します。

### 5 その他

#### （1）提案に対する費用、条件等

- ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- イ 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- ウ すべての提出書類は返却しません。
- エ 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用いたしません。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差替え等は原則認めません。
- カ 本プロポーザルは事業予定者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の事業においては、本市と協議をしながら策定を行うので、必ずしも提案内容どおり実施するものではありません。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となります。

#### （2）協定に関する事項

事業予定者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものします。

ただし、評価点が満点の 60%を下回っている者を除きます。

### （3）その他

本事業の実施は、令和 8～10 年度の各年度における大阪市一般会計予算が成立することが前提であり、予算不成立の場合には実施しないものとします。また、本件プロポーザルにかかる協定締結については、令和 8 年度予算発効以後になります。

### （4）提出先、問合せ先

〒559-8601 大阪市住之江区御崎 3 丁目 1 番 17 号

大阪市住之江区役所保健福祉課子育て支援・教育担当 1 階 3 番窓口

（担当：白井・牧野）

TEL：06-6682-9993 FAX：06-6686-2039

E メール：tt0012@city.osaka.lg.jp